

令和6年3月

自動車による学生の送迎について

学生の通学に関しては交通事故等に遭わないよう日頃通学指導等を通じて指導しているところではありますが、毎年数件の登下校時の事故が発生しております。

また、本校周辺の道路は狭隘で、学校の正門、西門、南門は学生や教職員の出入りで混み合うため、事故等の発生が懸念されているところでもあります。

そのため、本校では、自動車による通学生送迎ルールを下記のとおりとしておりますので、保護者各位の御理解・御協力を賜りますようお願い致します。

記

1. 送迎に際しては、本校正門付近は学生や教職員の出入りで混み合うため、下記について禁止とする。
 - ・保護者の車からの正門付近での学生の乗り降りと駐停車
 - ・学校敷地内、他人の敷地及び近隣店舗の駐車場での車の乗り入れ
2. 学校西門付近（寮裏門）及び南門付近での保護者による送迎についても、上記1と同様の扱いとする。
3. 怪我等、特別な事情で送迎が必要となる場合は、「臨時車両入構許可願」により届け出ること。

臨時車両入構許可願

令和 年 月 日

秋田工業高等専門学校長 殿

創造システム工学科 _____ 系 _____ 学年（1学年は _____ 組）

グローバル地域創生工学専攻 _____ 学年

学籍番号 _____ 氏名 _____

保護者等氏名（自署） _____

下記の理由により、送迎車が入構しますので、許可願います。

学生本人の怪我等の理由

その他特別な事情（下記の欄に理由を記載）

（ _____ ）

※入構を認める場合は、臨時車両入構許可証を発行するので、送迎車が入構する場合は車両のフロントガラスに入構許可証を掲出すること。

※他の車両や歩行者の妨げにならないよう、安全を確認したうえで、学校が指定する場所で乗降すること。